

地域貢献事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の地域貢献活動を促進するため、事業者自らが行うメセナ活動、地域コミュニティイベントを支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
文化、教育等のメセナ活動又は地元の祭り、催事等の地域コミュニティイベントの実施	事業者	1 地域貢献として実施するものであること。（事業活動の一環として行う祭り、催事等は除く。） 2 投資額が 50 万円以上のものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
経費に 100 分の 20 を乗じて得た額以内	1 の年につき 30 万円	1 謝金 2 仮設工事費、印刷費、バス運行費及び看板代 3 委託料、保険料、会場賃借料、備品賃借料、設備賃借料

※ 助成金算定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

※ 対象経費は、飲食に係る経費を除いた額とする。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から 90 日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から 90 日以内）

6. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第 6 号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	事業内容を証する写真	
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第 13 号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 1（第 3 条関係）に定める地域貢献事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

8. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp